

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた 建築確認等の申請、建築相談についてのお願い

山梨県建築住宅課

山梨県内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることから、当面の間、**窓口への訪問を極力お控え頂くことが有効な手段**と考えられます。

そこで、建築確認等を県に申請する場合は、**郵送等の活用**をお願いいたします。また、建築相談については、**電話、FAX、電子メールの利用**をお願いいたします。

詳しくは、建設地を所轄する建設事務所にお問合せください。

問合せ先	電話番号	管轄市町村	備考
中北建設事務所 建築課	055 (224) 1674	韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、中央市、 昭和町	
峡東建設事務所 都市計画・建築課 建築住宅担当	0553 (20) 2718	山梨市、笛吹市、甲州市	
峡南建設事務所 都市計画・建築課	055 (240) 4133	市川三郷町、早川町、 身延町、南部町、富士川町	
富士・東部建設事務所 都市計画・建築課 建築住宅担当	0554 (20) 7817	富士吉田市、都留市、 大月市、上野原市、道志村、 西桂町、忍野村、山中湖村、 鳴沢村、富士河口湖町、 小菅村、丹波山村	
建築住宅課 建築審査担当	055 (223) 1735	上記の市町村のうち、延べ 面積が 2,000 m ² 以上の物件	まずは、建設事務所 にお問合せください。

※郵送等を利用する場合、申請書等は「**信書**」になるため、**信書便**を取り扱うサービスをご利用ください。

※甲府市内の物件は、甲府市役所建築指導課（055-237-5824）にお問合せください。